

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、生命・健康に関連する領域で事業を営む企業として、アルフレッサグループ理念体系を実践し、様々なステークホルダーに対する責任を果たすことを掲げております。こうした企業としての社会的責任を果たし、企業価値の向上をはかるために、コーポレートガバナンスの充実が基本であると考えております。当社は、今後もコーポレートガバナンス・コードの趣旨に沿った取り組みを推進し、一層の企業価値の向上に取り組めます。

当社の持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組めます。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主を含むステークホルダーとの良好・円滑な関係を構築する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 社外取締役・社外監査役を活用する仕組みを構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実効性あるものにする。
- (5) 財務報告の信頼性確保をはじめとした内部統制の体制を充実する。
- (6) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-1-3 後継者の計画】

当社は、持続的な成長と発展に寄与する人材を確保するため、将来の経営陣幹部となり得る人材に対しては、その職位に応じたトレーニングを階層別に実施し、経営陣幹部の後継者を計画的に育成するものとしております。

また、経営陣の選任に際しては、独立社外取締役が委員長を務める役員人事・報酬等委員会において審議し、取締役会がこれを決定しております。

当社は、選任・選定のプロセス全体をもって適切な経営陣幹部を選定していることから、後継者の計画(プランニング)の策定は行っておりません。なお、経営陣幹部の後継者の計画(プランニング)の策定については、今後、検討を行って参ります。

【補充原則4-2-1 現金報酬と自社株報酬の適切な割合設定】

当社の役員報酬等は、基本報酬および賞与から構成されております。賞与は、業績連動とし、会社業績の水準および達成度に応じて決定しておりますが、自社株報酬等は実施しておりません。

当社役員の報酬等の詳細は本報告書II-1.【取締役報酬関係】内、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。なお、自社株報酬等については、報酬全体の構成、割合等、その要否も含め、今後、検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会評価の結果の概要】

当社の取締役会の運営状況は以下のとおりであり、実効的に運営されております。

- 1) 取締役会付議要件に基づき重要案件を漏れなく議案として選定し、取締役会を原則毎月開催することにより、適時・適切に審議しております。
- 2) 社内規程により定められた議案に関しましては、取締役会の審議に先立ち、業務執行会議等にて、問題点・課題、リスクおよびその対策等を審議し、取締役会において議論の実効性を高めております。
- 3) 取締役会は、自己レビューを行い、コーポレートガバナンスの実効性を高めることとしております。

なお、自己レビューに関しましてはコーポレートガバナンスガイドライン第27条に定めておりますのでご参照ください。

(<http://www.alfresa.com/investor/cg/cgguideline.pdf>)

- 4) 取締役会の構成および運営状況についてはコーポレートガバナンス委員会において、協議しております。

また、より実効性のある取締役会評価の方法および評価結果の概要に係る開示内容等について引き続き検討をしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

・当社グループは、中長期的な企業価値の向上のために、安定的な自己資本の充実と、株主還元の一層の充実、ヘルスケアコンソーシアムの実現に向けた効率的な資本活用を基本とした資本政策を遂行しています。

・こうした方針の下、平成31年3月期を最終事業年度とする中期経営計画「16-18中期経営計画 明日への躍進」の中で、売上高2兆7,000億円、営業利益率1.5%以上、当期純利益率1.2%以上、ROE8%水準、株主還元方針、純資産配当率(DOE)2%以上の経営目標を掲げています。

・当社グループは、中長期的な企業価値の向上のために、株主資本利益率(ROE)を重要な経営指標と捉えています。この指標は配当性向と共に、純資産配当率(DOE)に包摂されております。

・2016年3月期の実績につきましては、自己資本比率29.2%、純資産配当率(DOE)2.0%、配当性向: 20.8%、株主資本利益率(ROE)9.7%となっております。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、コーポレートガバナンスガイドライン第10条に政策保有株式に関する方針を定めておりますのでご参照ください。

(<http://www.alfresa.com/investor/cg/cgguideline.pdf>)

また、当社は、コーポレートガバナンスガイドライン第10条に則り、下記のとおり上場会社の政策保有に関する基本方針および上場会社の政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針を定めております。

(政策保有に関する基本方針)

・当社グループは、生命・健康に関連する領域で事業を営む企業として中長期的な企業価値の向上を目指しており、良好な取引・協業関係の維持発展や「ヘルスケアコンソーシアムの実現」に係る新たな事業機会の創出等、当社グループの戦略上、重要な目的を併せ持つ株式を政策保有株式として保有いたします。

・株式の保有は必要最小限とし、発行体の財務状況やガバナンス、株価等に加えて、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を勘案して、(個別銘柄毎に)定期的かつ継続的に保有の意義を検証し、取締役会へ報告いたします。

(議決権行使に関する基本方針)

・上場会社の政策保有株式の議決権については、当社の企業価値の向上に資するものであることは勿論、投資先企業の中長期的な企業価値の向上につながるものか否かを判断し、適切に行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役・監査役などの当社関係者が、株主の利益に反する取引を行うことを防止するため、コーポレートガバナンスガイドライン第8条を定めておりますのでご参照ください。

(<http://www.alfresa.com/investor/cg/cgguideline.pdf>)

【原則3-1 情報開示の充実】

3-1 (i)

■ 経営理念

当社グループは、アルフレッサグループ理念体系を定め、「私たちの思い」「私たちのめざす姿」および「私たちの約束」として、顧客、従業員、株主、取引先、地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たすことを掲げております。

なお、アルフレッサグループ理念体系は、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

(<http://www.alfresa.com/about/principles.html>)

■ 経営戦略・経営計画

アルフレッサグループは、グループ理念体系の具現化に向けて、平成31年3月期を最終年度とする「16-18中期経営計画 明日への躍進」を策定しております。

グループ経営方針(Challenge3)を掲げて、本計画における諸政策を着実に遂行することにより企業価値の向上に努めてまいります。

詳細につきましては、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

(<http://www.alfresa.com/investor/plan.html>)

3-1 (ii)

■ コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書I-1.「基本的な考え方」をご参照ください。

また、当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本方針として、コーポレートガバナンスガイドラインを制定しておりますのでご参照ください。

(<http://www.alfresa.com/investor/cg/cgguideline.pdf>)

3-1 (iii)

■ 報酬の決定方針・手続

取締役・執行役員の報酬につきましては、役員人事・報酬等委員会にて審議の上、取締役会にて決定することとしております。

なお、取締役・執行役員の報酬に関しましては、コーポレートガバナンスガイドライン第22条に定めておりますのでご参照ください。

(<http://www.alfresa.com/investor/cg/cgguideline.pdf>)

また、取締役・執行役員の報酬決定の詳細に関しましては、本報告書II-1.【取締役報酬関係】内、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

3-1 (iv)

■ 取締役・監査役候補者の選任方針・手続

取締役・監査役候補者は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有していることを重視しております。

なお、取締役・監査役の指名に関しましてはコーポレートガバナンスガイドライン第18条および第21条に定めておりますのでご参照ください。

(<http://www.alfresa.com/investor/cg/cgguideline.pdf>)

3-1 (v)

■ 取締役・監査役候補者の個々の指名の理由

取締役・監査役候補者の個々の指名の理由につきましては、「株主総会招集ご通知」に記載しておりますのでご参照ください。

(<http://www.alfresa.com/investor/meeting.html>)

【補充原則4-1-1】

当社は取締役会付議要件を定め、(1)会社法および他の法令に規定された事項(2)定款に規定された事項(3)株主総会の決議により委任された事項(4)その他経営上重要な事項について取締役会決議を経るものとしております。また、執行役員制度を採用し、業務の委任を社内規程により明確にしております。

なお、経営陣に対する委任の範囲等に関しましては、コーポレートガバナンスガイドライン第13条第1～3項に定めておりますのでご参照ください。

(<http://www.alfresa.com/investor/cg/cgguideline.pdf>)

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は独立社外取締役を複数名選任することを基本方針としております。現在、当社の社外取締役等の独立性の基準を満たす社外取締役を2名選任し、独立役員として指定しております。独立役員の詳細につきましては、本報告書II-1.【取締役関係】をご参照ください。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の指名にあたっては、会社法上の要件に加え、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有していることを重視しております。

また、上場証券取引所の定める独立役員の要件に加え、当社の定める社外取締役等の独立性の基準を満たす候補者を指名しております。

なお、社外取締役等の独立性の基準は、本報告書II-1【独立役員関係】内、「その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

【補充原則4-11-1】

当社は、取締役会が、専門知識・経験・能力等が異なる多様な取締役で構成することとしております。

なお、取締役会の構成等に関しましては、コーポレートガバナンスガイドライン第14条および第21条に定めておりますのでご参照ください。

(<http://www.alfresa.com/investor/cg/cgguideline.pdf>)

【補充原則4-11-2】

取締役・監査役の兼任先につきましては、上場企業の役員およびその他の兼任先を取締役会が確認し、承認しております。

なお、個々の上場会社の役員兼務状況に関しましては、毎年、「株主総会招集ご通知」に記載しておりますのでご参照ください。

(<http://www.alfresa.com/investor/meeting.html>)

【補充原則4-14-2】

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役がその機能を十分果たすことを可能とするため、その就任の際、また、就任後も継続的に、当社グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、各取締役・監査役に応じた機会を提供することとしております。

また、取締役および監査役の支援体制・トレーニングの方針につきましては、コーポレートガバナンスガイドライン第24条第1～3項に定めておりますのでご参照ください。

(<http://www.alfresa.com/investor/cg/cgguideline.pdf>)

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話の方針

- (1) 当社は、ディスクロージャーポリシーに則って、透明性・公平性・継続性・適時性・双方向性を確保する。また、当社の経営状況に関する情報、定量的な財務情報、環境・CSR・コーポレートガバナンス等の非財務情報等を株主・投資家へ積極的に説明・開示する。
- (2) 情報開示の一貫性や統一性を確保するため、代表取締役社長、財務・広報IR担当役員、広報IR担当部署を情報開示担当として定め、また広報IR担当部署が社内の関連部署と連携して、株主・投資家との建設的な対話の実現を補助する。
- (3) 株主・投資家からの取締役(社外取締役を含む)への面談・対話の申し込みに対しては、情報開示担当が面談の対応者や対応方法を検討の上、合理的な範囲内で適切に対応する。個別面談以外の様々なIRに関する活動状況は、当社のコーポレートガバナンス報告書で開示する。対話において把握された株主・投資家の意見・助言等は、担当部署より代表取締役、取締役会に定期的に報告する。
- 株主構成についても定期的な調査に基づき、その結果を代表取締役、取締役会に報告する。
- (4) 株主・投資家との対話におけるインサイダー情報については、社内規程に従い、法令違反を生じないように適切に情報を管理する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アルフレッサ ホールディングス社員持株会	6,248,927	2.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,098,300	2.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,485,100	2.33
エーザイ株式会社	4,602,724	1.95
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	4,233,108	1.80
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一三共 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	3,908,000	1.66
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	3,621,610	1.54
第一三共株式会社	3,202,144	1.36
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	3,131,006	1.33
アステラス製薬株式会社	2,906,780	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木村 和子	学者								○			
寺井 公子	学者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 和子	○	当社は、木村氏が教授を務める金沢大学との共同研究に関し研究委託費として一部負担をしております。また当社の連結子会社が金沢大学附属病院に医療用医薬品等を納入する卸の一社として取引がございますが、取引金額が当社連結売上高に占める割合は軽微です。いずれの取引も当社の定める「社外取締役等の独立性に関する基準」に抵触しておりません。	医薬品分野における行政や国際機関での実務経験に加えて、現在、国際的な視野で医薬品の普及、品質、適正使用の改善に資する教育研究に取り組む学識経験者であり、医薬品等に関する深い知見と豊富な経験を基に幅広い見地からのご意見を当社の経営に引き続き反映していただけるものと考えます。
寺井 公子	○	当社の連結子会社は、寺井氏が教授を務める慶應義塾大学の慶應義塾大学病院に医療用医薬品等を納入する卸の一社として取引がございます。また、当社の連結子会社は同病院に院内物流管理サービスを提供しておりますが、取引金額が当社連結売上高に占める割合は軽微です。当社連結子会社の取引は当社の定める「社外取締役等の独立性に関する基準」に抵触しておりません。	経済学者として高い見識と幅広い経験を有していることに加え、社会保障制度を含めた財政分野に精通する学識経験者であり、専門的な知識と経験を基に、幅広い見地からのご意見を引き続き当社の経営に反映していただけるものと考えます。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	役員人事・報酬等委員会	5	0	3	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員人事・報酬等委員会	5	0	3	2	0	0	社外取締役

補足説明

役員人事・報酬等委員会は、取締役会決議に基づき選任された社外取締役2名（うち1名が委員長）を含む取締役5名の委員で構成し、取締役および執行役員の人事および報酬等ならびに経営に関する重要な事項に関する審議を行うこととしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人である有限責任あずさ監査法人からは、会計監査、財務報告に係る内部統制監査を通じて定期的に業務の改善につながる報告・説明を受けております。また、当社および連結子会社の監査役による情報の共有化や監査手法の習得・移転を目的としたグループ監査役会議を半年に1度開催しており、会計監査人も参加し、連携をはかっております。

監査役は、監査職務の執行にあたり、内部監査部門から監査計画と監査結果についての定期的な報告を受け、必要に応じて調査を求めるなど内部監査部門との連携をはかり、これによって内部統制システムに係る監査役監査の実効性の確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野口 祐嗣	公認会計士								△					
神垣 清水	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野口 祐嗣	○	当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の前身である監査法人朝日新和会計社に勤務の経歴はありますが、退職後20年以上が経過しており、会計監査人の出身者としての当社への影響力はありません。また、監査役としての報酬以外に財産の支払はありません。	公認会計士として、財務・会計面での高い専門性、客観性および中立性が確保できると考えます。また左欄記載のとおり、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いと判断します。
神垣 清水		――	検事、公正取引委員会の委員等を歴任されており、法務全般および企業コンプライアンスに関する高い専門性と幅広い見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただくためです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

(社外取締役等の独立性の基準)

当社は独立性の高い社外取締役等を候補者に選任する。

1. 社外取締役等は、当社グループから経済的に独立していなければならない。

1) 社外取締役等は、過去5年間に当社グループから一定額以上の報酬(当社からの取締役等報酬を除く)または業務、取引の対価等金銭その他の財産を直接受け取っていない。

・一定額以上とは、過去5年間のいずれかの会計年度における受取額1千万円以上となるものをいう。

2) 社外取締役等は過去5年間に以下の企業等の取締役、役員等であってはならない。

・当社グループおよび候補者の属する企業グループのいずれかにおいて、連結売上高の2%以上を占める重要な取引先

・当社の監査法人等、当社グループと実質的な利害関係を有する企業等

・当社の大株主(発行済株式総数の10%以上の保有)である企業等

・当社グループが大株主(発行済株式総数の10%以上保有)となっている企業等

2. 社外取締役等は、当社グループの取締役、監査役の近親者であってはならない。

・近親者とは、配偶者、3親等までの血族および同居の親族をいう。

3. その他、社外取締役等は、独立性、中立性のある役員として不適格と合理的に認められる事情を有してはならない。

4. 社外取締役等は、本基準に定める独立性、中立性の要件を役員就任後も継続して確保するものとする。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当期の業績を基準に取締役に対する賞与として株主総会にて授権された報酬の枠内で役員人事・報酬等委員会において審議し、これに基づき代表取締役が取締役会に答申し、取締役会に諮り支給することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年3月期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)において、当社が支払った報酬の合計は支給対象となる13名に対して376百万円であります。なお、当該金額には、平成28年3月期に係る役員賞与84百万円を含んでおります。役員ごとの報酬等の種類別の額については連結報酬等の総額が1億円以上の開示該当者がおりませんので、記載を省略しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

株主総会において決議された報酬等総額の範囲内において決定しております。取締役の報酬等額については、役員人事・報酬等委員会にて方針ならびに報酬額等を審議し、これに基づき代表取締役が取締役会に答申し、取締役会において報酬総額または賞与総額を決定することとしております。取締役の個別報酬等額については取締役会において決定した後、代表取締役に授権の上、役員人事・報酬等委員会の審議を踏まえて代表取締役が決定することとしております。

当社の役員の報酬等は、基本報酬および賞与から構成されております。基本報酬は、常勤・非常勤の別、役職別に妥当な水準を設定し、決定しております。賞与は、業績連動とし、会社業績の水準および達成度に応じて決定しております。なお、審議にあたっては、他社、他業種等世間一般の報酬水準ならびに中長期的な業績結果および予測等を踏まえて検討を行うこととしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、下記のとおり、社外取締役(社外監査役)のサポート体制を整備しております。

- (1)社外取締役および社外監査役は、就任時および就任以降も継続的に経営を監督する上で必要な情報や資料を請求できることとしております。また、必要に応じて外部の専門家の助言を求めることが出来ることとしております。
- (2)当社は、社外取締役および社外監査役に対し、当社の経営理念、企業文化への理解を促すとともに、経営環境等について継続的に情報提供を行うこととしております。
- (3)社外取締役および社外監査役は、コーポレートガバナンス委員会を通じて、役員相互での情報共有や意見交換を充実させることとしております。
- (4)社外監査役が出席しない社内重要会議の内容については、常勤の監査役が都度報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、意思決定の迅速化、業務執行と監督の明確化を図るため執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会の決議に基づき代表取締役から業務執行の一部を委嘱されております。

【取締役会】

取締役会は、当社の取締役11名(うち社外取締役2名、男性9名・女性2名)で構成されており、監査役も出席しております。原則毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて臨時開催しております。取締役会では、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の状況を監督しております。

【業務執行会議】

業務執行会議は、代表取締役社長および執行役員等の中から取締役会で選任した者で構成されており、監査役も出席しております。株主総会および取締役会において決議すべき事項を除く当社の経営に関する事項に関し、審議または決議する機関と位置づけております。原則毎月2回の定時開催に加え、必要に応じて臨時開催しております。

【コーポレートガバナンス委員会】

コーポレートガバナンス委員会は、社外取締役、社外監査役、常勤監査役、代表取締役および取締役会の決議によって選定される取締役で構成し、委員長は独立役員の中より互選により選出することとしております。

すべてのステークホルダーの立場を踏まえ、経営の透明性・公正性を高め、コーポレートガバナンスの継続的な充実を図ることを目的とし、コーポレートガバナンスや企業経営全般に関するビジョン・戦略および中期経営計画の進捗等について、長期的かつ多様な視点に基づく意見交換を行い、取締役会に対して助言・提言を行うこととしております。

【役員人事・報酬等委員会】

役員人事・報酬等委員会は、取締役会決議に基づき選任された社外取締役2名(うち1名が委員長)を含む取締役5名の委員で構成し、取締役および執行役員の人事および報酬等ならびに経営に関する重要な事項に関する審議を行うこととしております。

【グループ社長会議】

グループ社長会議は、当社の取締役および関係会社の社長の一部で構成されており、原則年3回の定時開催に加え、必要に応じて臨時開催し、グループ会社間の経営意思の共有化を図る会議体としてグループの経営に関する事案について共通事項を協議しております。

【事業戦略会議】

事業戦略会議は、当社の取締役、執行役員および関係会社の取締役の一部で構成されております。定期開催に加え、必要に応じて臨時開催し、代表取締役の諮問機関として当社グループの経営戦略に関する事案について審議しております。

【監査役会(監査役)】

監査役は、取締役会を始め重要な会議に出席し、取締役の職務執行に対する監査機能を果たしております。監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成し、監査結果の報告や監査内容についての協議を行っており、原則月1回開催しております。

【内部監査】

代表取締役直轄下に監査部を設置し、代表取締役の指示の下、内部監査を実施しております。また、監査役に対し必要に応じ内部監査の状況を報告するなど連携を図っております。

【会計監査人】

当社の会計監査業務につきましては、有限責任あずさ監査法人が行っております。平成28年3月期において業務を執行した指定社員・業務執行社員の公認会計士は、俵洋志氏、桂木茂氏、橋本裕昭氏の3名であります。なお当該事業年度を含め継続監査年数は俵氏が2年、桂木氏が7年、橋本氏が1年であります。

【役員・執行役員の報酬等について】

取締役・監査役の報酬等については、株主総会において決議された報酬等総額の範囲内において決定しております。取締役および執行役員の報酬等額は、役員人事・報酬等委員会にて方針ならびに報酬額等を審議し、これに基づき代表取締役が取締役会に答申し、取締役会において報酬総額または賞与総額を決定することとしております。取締役および執行役員の個別報酬等額については取締役会において決定した後、代表取締役に授権の上、役員人事・報酬等委員会の審議を踏まえて代表取締役が決定することとしております。また、監査役の個別の報酬等額は、監査役の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

社外監査役2名(弁護士、公認会計士)の監査活動により、社外の視点からの経営の透明性・中立性については、確保されていると認識しております。さらに、高い独立性を有する学識経験者2名を社外取締役として選任し、経営監視機能の客観性・中立性を確保しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月開催の第12回定時株主総会より株主総会開催日の3週間以上前に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成20年6月開催の第5回定時株主総会より集中日を回避して総会日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成22年6月開催の第7回定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成22年6月開催の第7回定時株主総会から議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	平成28年6月開催の第13回定時株主総会から招集通知の全文を英文で提供しております。なお、英文の招集通知は当社ホームページおよびTDnetに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は投資家の皆様に適切な情報をお届けするために、透明性・公平性・継続性・適時性・双方向性を原則として、タイムリーな情報開示を行うこと等を基本方針とするディスクロージャーポリシーを作成し、当社のホームページに公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社グループは四半期決算を実施しており、証券アナリスト・機関投資家向け決算説明会を年2回開催しております。本説明会においては代表者自身が、当社グループの現状や成果、今後の戦略について説明を行い、質疑にお答えしております。さらに、証券アナリストや機関投資家とのミーティングや個別訪問も適宜実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に海外の投資家を個別に訪問しております。加えて、各証券会社が主催している海外の機関投資家向けカンファレンスにも参加し、当社グループの現状や成果、今後の戦略について説明を行い、質疑にお答えしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにはIR情報として、株主・投資家の皆様向けのサイトを設けております。決算短信、報告書(事業報告)、説明会資料およびデータブック等を掲載するとともに、代表者自身による決算説明会の動画も配信しております。また、業績推移をグラフ化した業績ハイライト、アニュアルレポート等も掲載しております。さらに、IRに関するご質問もインターネットから直接広報IR室がお受けする体制をとっております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務企画部広報IR室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	アルフレッサグループ理念に基本的な考え方を規定し、コーポレートガバナンスの基本原則であるコーポレートガバナンスガイドラインにステークホルダーとの関係を定めております。また、具体的にはコンプライアンスガイドラインにおいてステークホルダーとの関係について示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動を含めCSR活動への取組みについては、グループ会社を含めたCSR推進委員会を組織し推進しております。具体的な取組内容はCSR報告書へ記載し、当社ホームページにも公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーに従い、適時適切に会社情報の開示を行うことを基本姿勢としております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・アルフレッサグループ理念に則り、コンプライアンスガイドラインおよび社内諸規程を制定し、法令、定款に適合した体制を整える。
- ・経営に関わる重要事項は、基本方針および手続きに沿って業務執行会議において検討を行い、取締役会または業務執行会議にて決定する。
- ・金融商品取引法および関係法令に従い、経営の透明性と健全性を維持し、財務報告の信頼性および内部統制の有効性の確保および精度向上に努める。
- ・社外取締役を選任し、経営監視機能の客観性・中立性を確保する。
- ・監査役は、取締役会、業務執行会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行や意思決定の適法性および妥当性を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・株主総会、取締役会、業務執行会議および稟議に係る文書等、取締役の職務執行に係る文書またはその他の情報について、法令および社内諸規程にもとづき、適切に保存および管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・事業投資、コンプライアンス、情報管理等、経営上の様々なリスクに適切に対応し事業の継続と安定的発展を確保するため、社内諸規程を制定しリスクマネジメント体制を整備する。
- ・緊急事態発生時には、危機管理体制を発動し、リスクの特性・内容に応じた適切な対応を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・アルフレッサグループ中期経営計画および年度計画にもとづき、進捗管理を行い、目標達成のための施策を展開する。
- ・執行役員制度により、取締役の職務と執行役員の業務執行を明確化する。
- ・取締役会および業務執行会議を定例的に開催し、迅速かつ的確な意思決定を行う。
- ・社内諸規程を整備し、職務分掌および職務権限等を明確化し、適時適切な報告体制を整備する。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・アルフレッサグループ理念に則り、コンプライアンスガイドラインおよび社内諸規程を制定し、より高い倫理観をもって誠実に行動することを規範として定める。
- ・社員への研修・教育を実施し、法令またはコンプライアンス遵守の周知徹底を行い、社内での適時適切な報告・連絡を実行する。
- ・コンプライアンス相談窓口を設けて情報の確保に努めるとともに通報者の権利の保護を図る。
- ・監査部は、法令および社内諸規程の遵守状況等について、内部監査を実施する。

6. 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・グループ会社運営規程にもとづき、各グループ会社の経営に関する管理を行い、重要事項についての報告体制を整備する。
 - ・各種会議やグループ内の人事交流により、グループ会社間の相互の連携と情報の共有化を図る。
- ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・グループの情報管理体制、リスク管理体制を整備し、強化を図る。
- ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・アルフレッサグループ中期経営計画および年度計画にもとづき、グループ会社の目標進捗状況を管理および検証する。
 - ・グループ経営の効率化を目的として、グループ社長会議、事業戦略会議をはじめ部門や役割・機能に応じた会議を定期または随時に開催し、グループ経営に関する事項を協議または審議する。
- ニ. 当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・アルフレッサグループ理念の浸透を図り、コンプライアンスガイドラインおよび社内諸規程を制定し、法令、定款に適合した体制を整える。
 - ・グループ会社にコンプライアンス相談窓口を設けるとともに、グループ各社共通のコンプライアンスグループ相談窓口を設け、より開かれた通報体制を整える。
 - ・監査部は、グループ会社の内部監査部門と連携し、グループにおける監査機能の充実を図る。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・監査役の職務執行を補助するために、監査役室を設置する。

8. 監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役室所属の補助使用人の人事異動について、監査役の意見を踏まえたうえで行う。

9. 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役室所属の補助使用人は、監査役の補助業務に専従するものとし、会社は当該補助使用人に対して指揮命令を行わない。

10. 監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制
 - ・監査役が監査に必要とする情報を適時、適切に収集できる体制を確保するため、監査役の閲覧する資料の整備に努める。
 - ・法令に定める事項の他、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事象については、すみやかに監査役に報告する。
 - ・監査役が必要と認めた会議については、監査役の出席機会の確保に努める。
 - ・監査役から意見聴取の要請を受けたときは、すみやかにこれに応じる。
 - ・コンプライアンス相談窓口への通報内容は監査役へ定期的または必要に応じ随時報告する。
- ロ. 当社の子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
 - ・コンプライアンスグループ相談窓口への通報内容は監査役へ定期的または必要に応じ随時報告する。

11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査役への報告を行った者およびその内容について厳重な情報管理体制を整備する。

12. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため一定額の予算を確保する。

13. その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役監査の重要性および有用性を踏まえ、随時意見を交換する。
- ・監査役による監査部との定期的な意見交換およびグループ会社監査役との会議開催の機会等を確保し、連携強化に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社および当社グループは、基本的な方針として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを掲げております。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

コンプライアンスガイドラインに反社会的勢力との関係の遮断と排除の指針を定め、具体的な行動規範と対応を示すとともに、当社および当社グループの役職員に周知徹底をはかり、排除する体制を整えております。

